

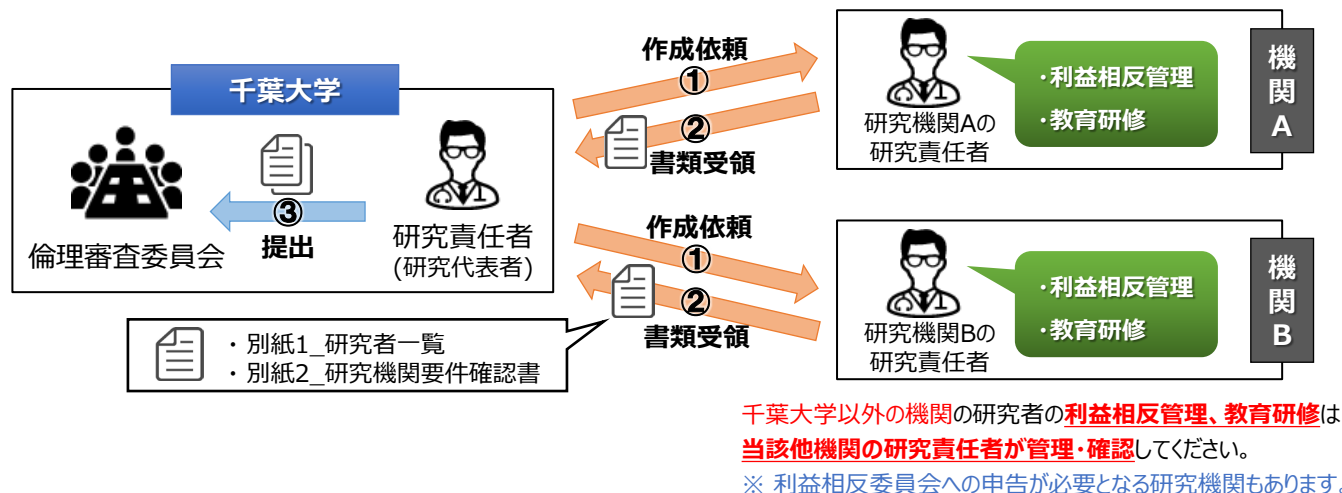
千葉大学病院における一括審査について

当院で倫理審査される千葉大学が主導する多機関共同研究の一括審査の手続きは以下の通りです。

- ※ 対象は「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の下で実施する臨床研究です。
- ※ 侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う倫理指針下の研究は、現在当院では一括審査を実施しておりません。

倫理審査前

- ✓ 各機関の研究責任者の責任の下で、別紙1_研究者一覧と別紙2_研究機関要件確認書を作成してください。
- ✓ 一括審査対象となる研究機関については、別紙3_研究実施体制の一括審査欄に○を付けてください。



別紙1_研究者一覧	<ul style="list-style-type: none"> 千葉大学とは別に、共同研究機関ごとに作成してください。 ※ 上記の例では、千葉大学、機関A、機関Bの計3枚となります。 研究者一覧に名前のない研究者は同意取得ができません。必ず記載してください。
別紙2_研究機関要件確認書	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究機関ごとに作成しますが、千葉大学の分は不要です。 ※ 上記の例では機関A、機関Bの計2枚となります。

倫理審査 承認後

⚠ 自機関で実施許可が得られるまでは研究を開始できません ⚠

- ✓ 千葉大学以外の機関の研究責任者は、自機関の規程・運用に従い、研究機関の長から実施許可を得てください。

